

ホステス源泉徴収をめぐり最高裁最終判断

バーなどのホステスの多くは給与所得者ではなく事業所得者ですが、報酬を受け取る際には所得税を源泉徴収されることになっています。

源泉徴収という言葉から連想されるのは給料ですが、給料以外にも、税理士の報酬、医者^イの社保診療報酬、外交員の報酬^ロなどがあり、バーなどのホステス報酬も源泉徴収されることになっています。

ホステス報酬からの徴収額は1回に支払われる報酬額から、1日当たり5,000円を控除した額の10%です。

法律の正式な文言は1日当たりではなく「計算期間の日数」^ハとなっています。毎週払い^ニだとして、出勤した5日分として10万円の報酬を支

払うとしたら、
(10万-5,000×日数)×10%
の計算式で、徴収する源泉税を計算します。

ここで日数は、5日と7日と、どちらであるかにつき、税務署は5日、納税者は7日を主張して裁判になっているものが幾つかありました。

納税者勝訴の地裁高裁判決
○川崎南税務署長被告裁判
平成18年5月10日横浜地裁
平成19年3月27日東京高裁
○立川税務署長被告裁判
平成18年11月21日東京地裁
平成19年3月27日東京高裁

この二つの裁判事案では、敗訴の国側は最高裁への上告を断念し、納税者勝訴となったまま高裁の判決で決着させています。

納税者敗訴の地裁高裁判決

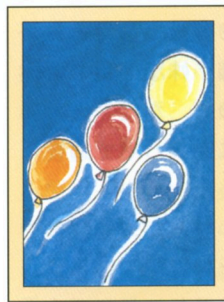
●大宮税務署長被告裁判
平成18年5月24日埼玉地裁
●杉並税務署長被告裁判
平成18年3月23日東京地裁
平成18年12月13日東京高裁

時期的には納税者勝訴事案と似ていますが、こちらは納税者敗訴となっています。

大宮税務署の事案は地裁で敗訴したまま納税者はそれを受け容れ、控訴しませんでした。杉並税務署の事案は、似た時期に納税者勝訴の判決を出している東京地裁 東京高裁が出した全く異なる結果の判決で、これが最高裁に持ち込まれました。

最高裁小法廷は、「施行令にいう『計算期間の日数』とは、ホステスの実際の稼働日数ではなく、その期間に含まれるすべての日数を指す」と判決し、解釈の最終判断をし、納税者に逆転勝訴をもたらしました。

「大蛍ゆらりゆらりと通りけり 茶」 釣鐘のよ
うな形をして淡い紫色の花を咲かせる釣鐘草は、^{ほたる草}蛍袋ともいいます。初夏の野山に自生しており、^ハ蛍狩り^ニでこの花を摘み取り、手のひらにとらえた蛍の上にそつと伏せると、花びらを透かして蛍の光が明滅します。
【訂正】5月号4面の別表十(六)は昨年6月に十(七)に変更されています。
6日芒種、21日夏至。



大海よりもなお
壮大なものは大空である。
大空よりもなお
壮大なものは人心である。
(フランスの詩人、小説家 ユーゴー)

6月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○5月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日	○5月分個人住民税特別徴収分の納付	
○所得税の予定納税基準額の通知(税務署長より)	15日		
○4月決算法人の確定申告	30日	○4月決算法人の確定申告	
○10月決算法人の中間(予定)申告		○10月決算法人の中間(予定)申告	
		○個人住民税の普通徴収第1期分納付(条例による)	

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。